

諮問日：平成29年6月6日（平成29年度（最情）諮問第29号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（最情）答申第39号）

件名：判事補採用内定者に対する説明会に関する資料の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「68期判事補採用内定者に対する説明会に関する資料（開催案内，参加者名簿，座席図，配付資料等）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，「平成27年12月10日付け最高裁判所事務総局人事局任用課長事務連絡『裁判官任命の手続について』」及び「平成28年1月6日付け司法研修所事務局長事務連絡『平成27年度新任判事補研修について』」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年5月12日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書以外に判事補採用内定者に対する説明会の配付資料が存在するはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は見当たらなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月4日 審議
- ④ 同年9月29日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示文書には、裁判官に任命される場合の手續及び任命後に行われる新任判事補研修について具体的な日程等が記載されているところ、その記載内容を踏まえて検討すれば、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は見当たらなかったという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人